

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）と重課制度について

◆軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成28年度の軽自動車税課税において、三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能にすぐれた環境負荷が少ない軽自動車の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）を適用します。
※特例（軽課）は車両の検査情報をもとに適用しますので、申請などの手続きは不要です。

○適用条件

平成27年度4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の基準を満たす場合、平成28年度のみ下記の特例（軽課）税率を適用します。

○特例（軽課）税率

基準達成状況については、自動車検査証の備考欄を確認してください。

車種区分			税率（年税額）		
			電気自動車 天然ガス自動車 燃料電池自動車 (1)	ガソリン車・ハイブリッド車 (2)	
				(3)	(4)
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

- (1) 電気自動車・天然ガス軽自動車については、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物低減達成車
- (2) ガソリン車・ハイブリッド車については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る
- (3) 乗用：平成32年度燃費基準値より+20%以上達成車
貨物：平成27年度燃費基準値より+35%以上達成車
- (4) 乗用：平成32年度燃費基準値達成車
貨物：平成27年度燃費基準値より+15%以上達成車



◆重課制度

平成28年度から、地方税法の改正に伴い、四輪以上および三輪の軽自動車は、最初の登録から13年を経過した車両を所有している場合には、次のとおり経年重課の税率が適用されます。詳しくは、村のホームページにも掲載しています。

車両区分			税率（年税額）
軽自動車	三 輪		4,600円
	四輪乗用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	四輪貨物	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

※広報紙5月号でもお知らせしましたが、平成28年度からの軽自動車税の税率も変更になります。
今後の広報紙に再度掲載を予定していますのでよろしくお願いします。